

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年 6月 20日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市北区中津1丁目5-22		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） マルホ株式会社 代表取締役社長 杉田 敦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	7台	0台	0台	7台
	冷蔵機器及び冷凍機器	224台	0台	17台	211台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	8,583	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・フロン排出抑制法に従い、対象機器における機器管理リスト及び点検表を作成し、簡易点検を実施している。			
	廃棄時	・廃棄時には、対象機器のフロン管理担当者がフロン充填回収業者に回収依頼の運用及び証明書の保管を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・3か月に1度簡易点検を実施する際に、異常音や外観の損傷、油漏れがないか等漏洩防止に努めている。			
	廃棄時	・充填回収業者からの各種証明書内容を確認し、廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことの確認を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・機器の更新又は新規導入する際は、ノンフロンである製品を極力導入していくなどの働きかけを行っている。				
特記事項	なし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。